

森林環境譲与税活用方針

令和 6 年 2 月

富士川町

1 趣旨

富士川町は、森林面積が総面積の 82%を占める山村地域です。この豊かな森林が持つ多くの機能を活かすには、森林をしっかりと整備していくことが必要です。

しかし、林業の採算性の低下や、所有者が不明な森林の顕在化、担い手の不足などにより、手入れ不足の森林が増えています。

このような中、令和元年度に、市町村による森林整備等の新たな財源として「森林環境譲与税」の譲与が始まりました。

本方針は、森林環境譲与税を活用する事業に関する方針を示すため、策定するものです。

2 森林環境譲与税活用検討委員会について

町では、これまで、「富士川町森林整備計画」(※資料①)に基づき、森林整備等の費用に森林環境譲与税を充当してきました。

令和6年度からは森林環境譲与税の財源となる「森林環境税」の課税が始まります。

皆様からいただいた貴重な財源の有効活用に資するため、様々な観点からの意見を施策に反映させていくことを目的に、令和 5 年 11 月 1 日に、「森林環境譲与税活用検討委員会」(以下、「検討委員会」という。)を設置しました。

令和 6 年 2 月 13 日には、検討委員会から、令和 5 年度の検討結果の報告(※資料②)があり、これを受けて、本方針を策定しました。

3 活用方針

(1) 継続して実施する事業について

【継続事業】

- ① 森林情報(林地台帳システム)の整備、更新
- ② 森林経営管理制度による森林整備事業

③ 町の実行体制整備(地域林政アドバイザー雇用)

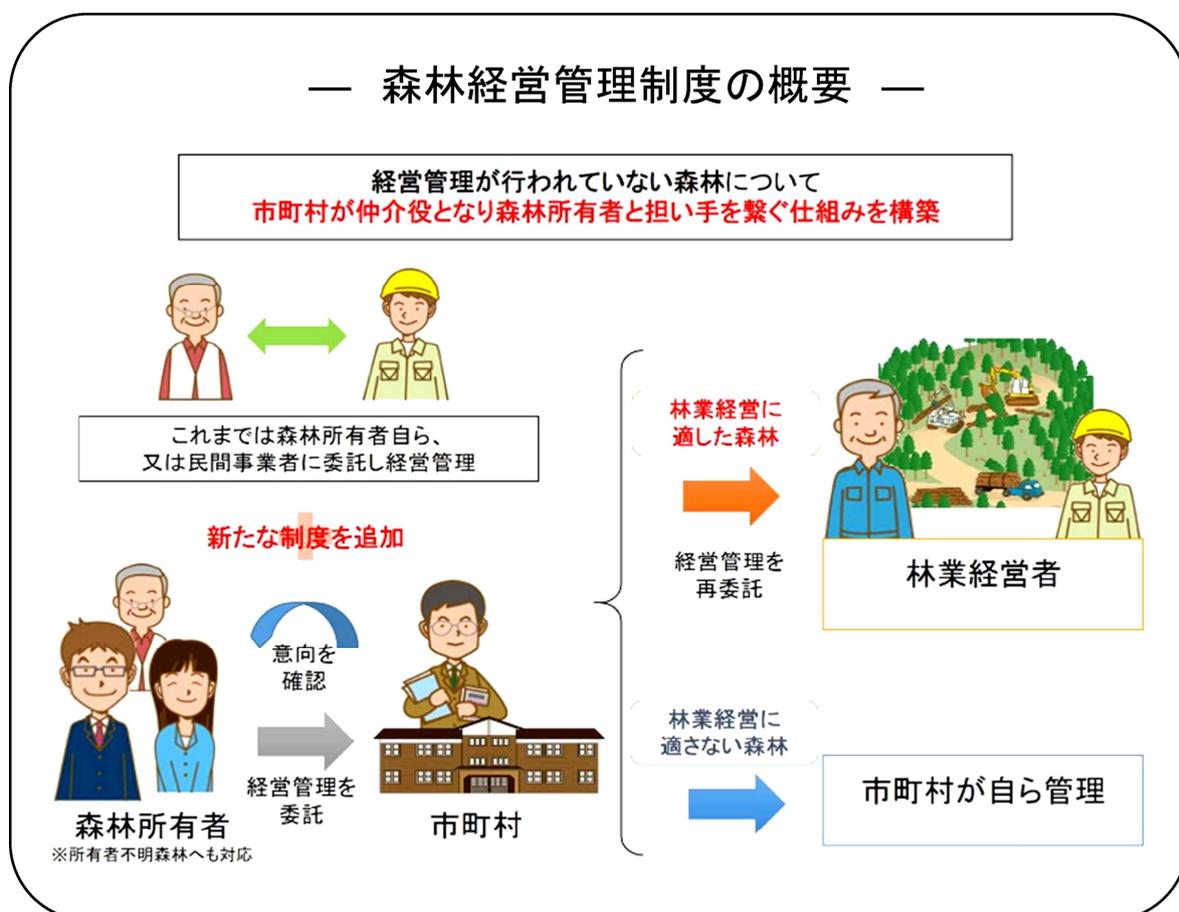
④ 森林病虫害対策事業

「継続事業」については、富士川町森林整備計画において、優先順位「高～中」程度として位置づけられています。

特に、森林整備事業については、国が定める「森林経営管理制度」に基づき、森林整備面積の増加を目指していく必要があります。

このため、森林環境譲与税活用の基軸となる事業と位置づけ、今後も継続して実施していきます。

また、町が森林整備事業を着実に進めていくためには、専門的知識を有するアドバイザーからの助言・指導が必要ですので、引き続き、地域林政アドバイザーを雇用することにより、町の実行体制強化を図っていきます。



(2) 新中学校校舎建設事業への充当について

新中学校校舎建設事業は、現在、基本設計業務を進めており、令和6年度には、実

施設設計業務を行い、建築工事は、令和7年度から8年度にかけて実施する予定です。

検討委員会においては、校舎に木材を使用することによって、よりよい教育環境をつくる効果が期待できるとともに、森林環境に関する教育の機会としても活用できることから、重点的に森林環境譲与税を充当していくことが望ましいという意見をいただきました。

こうしたことから、建築完成予定の令和8年度に向けて、重点的に森林環境譲与税を配分する方針としました。

○配分計画

単位：千円

| 年度 | R05 | R06 | R07 | R08 | R09 | R10 | R11 | R12 | R13 | R14 | R15 | 合計 |
|---|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|---------|
| 【歳入見込】 | | | | | | | | | | | | |
| 森林環境譲与税 | 14,116 | 19,270 | 19,270 | 19,270 | 19,270 | 19,270 | 19,270 | 19,270 | 19,270 | 19,270 | 19,270 | 206,816 |
| 基金繰入 (新中学校校舎建設事業充当) | | | | 35,889 | | | | | | | | 35,889 |
| 【歳出見込】 | | | | | | | | | | | | |
| 継続事業(林地台帳更新、森林経営管理制度、病虫害対策、地域林政アドバイザー雇用等) | 7,422 | 8,111 | 8,000 | 10,000 | 10,000 | 10,000 | 10,000 | 10,000 | 10,000 | 10,000 | 10,000 | 103,533 |
| (臨)新中学校校舎建設事業 | | | | 35,889 | | | | | | | | 35,889 |
| その他新規事業 (検討項目) | | | | 9,270 | 9,270 | 9,270 | 9,270 | 9,270 | 9,270 | 9,270 | 9,270 | 74,160 |
| 合計 | 7,422 | 8,111 | 8,000 | 55,159 | 19,270 | 19,270 | 19,270 | 19,270 | 19,270 | 19,270 | 19,270 | 213,582 |
| 差し引き | 6,694 | 11,159 | 11,270 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| 残額(基金積立) | 13,460 | 24,619 | 35,889 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | |

※歳入歳出金額は、見込額による計画段階のものであり、各年度の予算は、議会の議決をもって確定するものでありますことをご了承ください。

(3) 新規事業として導入を検討する項目について

【検討項目】

- ① 子育て支援に関する事業(木材利用の促進、普及啓発)
- ② 重要インフラ隣接森林整備事業(倒木被害の未然防止)
- ③ 路網整備の検討(優先度調査の実施)
- ④ 林業事業者への補助制度
- ⑤ 町有林を活用した森林環境教育事業
- ⑥ スマート林業の導入
- ⑦ 県農林大学校森林学科との連携事業
- ⑧ その他(①～⑦以外の事業)

令和7年度までの森林環境譲与税は、新中学校校舎建設事業に重点的に充当し、上記の項目については、検討委員会に諮りながら、今後の導入に向けて検討を進めていきます。

4 今後の検討に向けて

森林環境譲与税を有効に活用し、森林の持つ多面的機能を発揮させていくためには、長期的な展望をもって、計画的に森林整備を実施していくことが必要です。

また、森林が人々の暮らしにとって重要な役割を持つ大切な資源であるということの啓発及び教育の機会と併せて事業を展開していくことによって、持続可能な社会の実現に向けて、計り知れない効果が創出されるものと考えております。

こうした観点を踏まえながら、今後も、森林環境譲与税の有効な活用に資する検討を進め、各種事業を実施していきます。

富士川町森林整備計画 抜粋

(5) 森林環境譲与税の使途に関する活用方針

- 1) 森林環境譲与税(以下、「本税」という。)の活用に関する基本的な活用施策
 - ① 間伐や林内作業に必要な林内路網の整備などを実施することにより、温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止等を図る。
 - ② 森林・林業の人材育成・担い手対策を進める。
 - ③ 本町の実行体制の充実を進める。
 - ④ 炭素固定及び森林整備の促進に貢献する木材の利用を促進する。
 - ⑤ 森林・林業についての普及啓発を進める。

2) 事業の優先度

本税の使途が多岐にわたる一方、整備が必要な人工林が多くを占める本町の状況や、森林環境税が創設されるに至った経緯などを考慮すると、森林整備への効果が高いものを使途として優先して位置づけることが適当である。そのため、地域の実情を踏まえつつ、当面、以下の優先順位を基準として具体的な使途として活用する。

【優先順位】

【高】①森林整備

【中】②木材利用の促進、③町の実行体制整備

【低】④人材育成・担い手対策、⑤普及啓発

3) 使途に関する留意事項

①森林整備の促進

本計画Ⅱ第5-4「森林経営管理制度の活用に関する事項」に基づく、森林整備やその他、森林整備を促進するための事業費に充てる。

②木材の利用の促進

木材利用の促進が本税の使途に加えられた趣旨は、「森林整備の促進」のためであることを念頭に事業を検討するとともに、広く国民に負担を求める財源であることに鑑み、町が実施する木造公共建築物の整備や、県産材を活用した公共施設等の木質化、エネルギー利用として地域木材を活用した木質バイオマスの活用など、公益性・公共性の高い取組に対し優先的に充てる。

③町の実行体制整備

森林整備を円滑に推進するため、地域林政アドバイザーの雇用や、林務担当職員の技術力向上にかかる研修、本税関連事業の執行上必要となる人件費や協議会(検討会等)の運営費及び備品整備などの経費に充てる。

④担い手の確保及び育成

森林整備を円滑に推進するためには、林業就業者及び事業体の経営基盤の強化、労働環境の改善、技能向上や労働安全性向上が不可欠となる。このため、これらの対策に要する経費に充てる。

⑤森林の有する公益的機能に関する普及啓発

町民や都市住民への森林整備の理解醸成に必要な普及啓発活動(木育活動含む)に要する経費に充てる。

⑥協議会(検討会等)

本税の使途については原則①～⑤とするが、必要に応じて関係団体等を構成員とする協議会(検討会等)を開催し、活用方法を検討するものとする。

令和6年2月13日

富士川町長 望月利樹 殿

富士川町森林環境譲与税
活用検討委員会
委員長 増原俊郎
(公印省略)

森林環境譲与税の活用に関する検討結果について(報告)

令和5年11月1日に、森林環境譲与税活用検討委員会(以下、検討委員会という。)が創設され、15人の委員が委嘱、または、任命を受け、その趣旨に則り、森林環境譲与税の活用に関することを検討いたしました。

森林環境譲与税は、市町村による森林整備等の新たな財源として、令和元年度に譲与が始まりました。今年度は、税の配分割合等骨格が示され、いよいよ今後の森林行政を進める転期を迎えて、その方向性等論議を始め、当面次年度の基本的な考えをとりまとめましたので、下記のとおり、検討結果を報告いたします。

記

●検討の経緯

令和5年11月1日 検討委員会委員委嘱式及び第1回検討委員会

令和5年12月27日～令和6年1月15日

森林環境譲与税活用(案)に関する意見聴取(書面)

令和6年1月26日 第2回検討委員会

● 検討結果

I 新中学校校舎建設事業への充当について

木は、柔らかで温かみがあり、室内の湿度変化を緩和させるなど、快適性を高める優れた性質を備えていることから、積極的な木材の使用により、快適な教育環境をつくることが期待されます。

こうしたことから、校舎建築には、できるだけ森林環境譲与税を充当して、施設の木質化を図っていくべき、ということは委員全員の一致した意見となりました。

ただし、限られた森林環境譲与税を効果的に利用するには、図書室に集中して使ってほしいという意見が複数ありました。また、税が創設された趣旨を踏まえて、森林環境に関する教育と併せた事業展開が望ましいという意見が多数寄せられました。

新中学校校舎建設事業の担当部署の新中学校開校検討委員会の施設部会や、学校における学習計画の検討の際に、本委員会からの意見を検討材料として活用していただき、森林環境譲与税の充当が意義あるものとなりますよう、事業を進めていただきたいと考えております。

【主な意見】

- できるだけ地元の木を活用し、木の温もりを感じられる校舎にする。
- 子どものより良い教育環境のため、できる限り、森林環境譲与税を充当する。
- 躯体の鉄筋コンクリートはやむを得ないが、内装にはふんだんに木を使用する。
- 多くの生徒が利用する図書室に絞った活用を提案する。木を活かした室内装備、木製の書架、机、椅子など、木を身近に感じられるような親しみのある空間をつくる。
- 充てられるだけ、図書室整備に充ててほしい。良い環境で思索してほしい。
- 地球温暖化防止への意識の醸成を図る学習を実施する。
- カーボンフットプリント(※)の観点から、町内事業者による伐採、製材、加工が望ましい。

※商品・サービスのライフサイクルの過程で排出された温室効果ガスの量をCO₂量に換算して表示することを「カーボンフットプリント」という。

- 生徒、保護者、地元の人などが関わって、校舎で使う木製備品の製作を行う。
- 職業体験として、生徒が建築の工程を学ぶ機会を設ける。
- 森林整備の学習として、間伐体験を実施する。
- 森林の持つ公益性を教える学習の機会を設ける。
- 校舎建設時のみならず、継続的に校舎への木材利用の意義を学習活動の中で伝えていく。

II 子育て支援に関する事業への充当について

かつて、森林は、貴重な資源として、人々の暮らしにかかせないものであり、日常の中に身近な存在として息づいていました。時代は変わり、その必要性や重要性への理解が失われつつある現代において、子どもたちや子育て世代に、身近な森林の持つ公益的機能の重要性を伝え、森林を大切な資源として、次世代に継承していく必要があります。

このような観点から、子育て支援事業に充当することについて、多くの賛成意見が寄せられました。

しかし、事業を開始するにあたっては、入念にニーズ把握を行い、実証事業により、効果の検証をしてから、開始することが望ましいとの意見もありました。

こうしたことから、検討委員会としては、ニーズ調査や実証事業等を実施する期間を設けて、効果の検証がされた上で、本格的に事業を開始されることを提案します。

【主な意見】

- 児童センターや保育園のシンボルとなるような木製大型遊具を設置する。
- 間伐材を使用して、木工作品づくりのワークショップを実施する。
- ふるさと自然塾を活用した森林学習を推進する。
- 子育て世代が何を望んでいるのか把握するために、ニーズ調査や実証事業を実施してから、事業を開始することが望ましい。
- 町内の方に出産祝として、安全な木のおもちゃを贈呈する。
- 木育スペースを公共施設内に設置する。
- はくばく文化ホールのイベント等との連携事業を実施する。